

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	砂利採取計画の変更命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	砂利採取法第 22 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	砂利採取法第 19 条、第 22 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 砂利採取法第 22 条の規定により、認可採取計画に基づいて行なわれている砂利の採取が第 19 条に規定する要件 (当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるとき) に該当することとなり、又は該当することとなるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) このほか、砂利採取計画の認可基準に該当しないこととなり、又は該当しないおそれがあると認められるとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号に該当し、弁明の機会の付与
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 59 第 3 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	砂利採取停止、災害防止措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	砂利採取法第 23 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	砂利採取法第 23 条第 1 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 砂利の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号により弁明の機会の付与又は同条第 2 項により緊急の必要があるときは適用除外
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 59 第 4 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	採取跡埋戻し等災害防止措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	砂利採取法第 23 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	砂利採取法第 23 条第 2 項 砂利採取法施行令第 1 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>第 3 条 (砂利採取業の登録) の規定に違反して砂利採取業を行なった者又は第 16 条 (採取計画の認可) 若しくは第 21 条 (採取計画の遵守義務) の規定に違反して砂利の採取を行なった者に対して命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号により弁明の機会の付与
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 59 第 4 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	砂利採取計画の認可取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	砂利採取法第 26 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	砂利採取法第 26 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 (1) 第 2 1 条 (採取計画の遵守義務) の規定に違反したとき。 (2) 第 2 2 条 (認可採取計画の変更命令) 又は第 2 3 条第 1 項 (災害の防止のための緊急措置命令等) の規定による命令に違反したとき。 (3) 第 3 1 条第 1 項の条件に違反したとき。 (4) 不正の手段により第 1 6 条 (採取計画の認可) の認可を受けたとき。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	不利益処分の程度に応じて、聴聞又は弁明の機会の付与手続を行う。聴聞を行う場合については、砂利の採取計画等に関する規則第 1 2 条から第 2 4 条までの規定にもよる。
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 59 第 6 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日